

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成24年度 第1回北本市国民健康保険運営協議会	
開会及び開会日時	平成24年8月6日(月) 午後1時30分から午後2時50分	
開催場所	北本市文化センター第5会議室	
議長氏名	会長 大熊利之	
出席委員(者)氏名	岡田定子、金田栄三、加藤耕一、荻野義信、大熊利之、小川楊子、伊藤裕子、岡田泰子、今井定好、青木理	
欠席委員(者)氏名	遠井勝弘、鈴木義信、野尻学、中崎正美	
説明者の職員氏名	保健福祉部長 谷澤 暢 税務課長 田中 正明 税務課主幹 金子 浩章	保険年金課長 矢口 英夫 税務課副課長 平井 巖
事務局職員氏名	保健福祉部長 谷澤 暢 保険年金課主幹 加藤 孝文	保険年金課長 矢口 英夫
会議次第	1 開会 2 諮問 3 会長あいさつ 4 議事録署名委員の選出 5 議事 (1) 平成23年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について (資料1) (2) 平成24年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (案)について (資料2) 6 その他 7 閉会	
配付資料	資料1 平成24年度北本市国民健康保険特別会計決算の概要について 資料1-1 平成23年度北本市行政報告書 資料1-2 平成23年度国民健康保険歳入歳出決算書 資料2 平成24年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案の概要について 資料2-1 平成24年度北本市特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書 その他配布資料 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
矢口課長	<p>1 開 会</p> <p>会議の前に2点ご報告があります。まず1点めは、被用者保険者代表の青木伸一さんが、人事異動に伴いまして3月31日付けで辞任いたしました。その後任として全国健康保険協会埼玉支部長の推薦により、青木理さんに4月1日付けで委嘱いたしました。また2点めとして、被保険者代表の谷啓子さんが、社会保険に加入されたことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失したため、辞任いたしましたことをご報告します。従って、1名欠員という形での開催となりますことをご了承願います。</p> <p>本日の会議は、委員14名中、出席者10名、欠席者4名ですので、北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数を超える委員のご出席をいただいております。従いまして本会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(新任の青木理氏自己紹介、事務局職員の自己紹介)</p> <p>では、次第に基づきまして進めていきたいと思っております。</p> <p>2 諮問 谷澤保健福祉部長</p> <p>3 あいさつ 会 長 大熊 利之 氏 (一略一)</p> <p>4 議事録署名委員の選出 署名委員 青木 理 氏 岡田 定子 氏</p> <p>5 議 事</p>
矢口課長	<p>では、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を大熊会長にお願いします。</p>
大熊議長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思っております。</p> <p>初めに、(1)平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について、事務局から説明を求めます。</p>
矢口課長	<p style="text-align: center;">—配布資料1、資料1-1、資料1-2を示して説明— (一略一)</p>
大熊議長	<p>ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
荻野委員	歳出の薬剤費の部分ですが、ジェネリック医薬品を勧めるように市からも言われているし、病院でも変更しつつありますが、それにもかかわらず前年度比では薬剤費は増えている。ジェネリック医薬品を使っても薬剤費は増えているということですか？
矢口課長	行政報告書の22ページでございますが、平成23年度の一人あたりの薬剤費は56,081円で平成22年度は51,571円でしたので若干上がっています。ジェネリック医薬品の推奨については、保険証送付時に同封するパンフレット（こくほ連絡帳）に利用を促す内容を掲載したり、PRには心掛けています。
荻野委員	北本市から、(薬剤師会へ)ジェネリック医薬品を推奨するよう指導されているが、薬剤師会として、推進すべきなのか？
矢口課長	ジェネリック医薬品については、窓口にはパンフレットを置いて促進を図りたいのですが、中にはジェネリックではない薬品をとという人もいらっしゃるもので、その辺が難しいところかと若干感じております。
荻野委員	今後、ジェネリック医薬品についての情報、動きがありましたら教えてください。
大熊議長	他にございますか。
今井委員	歳入関係ですが、収入金額が16億2,400万円、不納欠損額が5,200万円、収入未済額が6億9,200万円とあります。多額な収入未済額であります。繰入金も6億4,000万円ありますし、しっかりと回収できればよいかと思うのですが、どのような滞納処分をしているのか教えてください。
税務課長	収入未済額ですが、6億9,205万2,479円で、平成22年度は7億2,400万円だったので、3,200万円位の減額に努めてまいりました。
税 務 課 副課長	差押処分は全部で175件、差押金額にすると6,783万4,135円となります。そのうち142件の2,769万5,172円については換価し、滞納税額に充てています。
大熊議長	他にございますか。  無いようですので、本日審議いただいた(1)については、原案のとおり異議なしでよろしいですか。  「異議ありません。」という発言あり。

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大熊議長	では次に、(2)平成24年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について、事務局から説明を求めます。
矢口課長	—配布資料2、資料2-1を示して説明— (一略—)
大熊議長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
	ないようですので、平成24年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)については、原案のとおり異議なしでよろしいですか。
	「異議ありません。」という発言あり。
大熊議長	それでは、(1)と(2)については、原案のとおり、異議のない旨、答申したいと思います。これにて審議を終了し、議長の職を解かさせていただきます。
矢口課長	6 その他 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成24年3月31日付で市長専決処分をして改正されておりますので、ご報告申し上げます。内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、通常、居住用財産の譲渡期限につきましては3年間という期限がございますが、この特例によって7年間に延長される(平成23年3月11日から7年の間に譲渡した場合にはこの特例が受けられる)という事項を、北本市国民健康保険税条例の附則中に一項加えて対応するというものです。これは地方税法の改正によってなされたものであり、北本市内でこれに該当する人というのは、震災地域で住居等が全壊等して北本市に転入された人となります。
青木委員	該当する世帯はどのくらいありますか。
矢口課長	8世帯か9世帯くらいかと思います。そのうち、福島原発関係の世帯も何世帯かございます。これらの世帯が国保税の減免や一部負担金免除の対象になっています。
小川副会長	7 閉 会 以上をもちまして、平成24年度第1回北本市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

## 会議記録 (2)

発言者	発言内容・決定事項
議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。	
平成24年8月23日	
会長	大熊利之
署名委員	岡田亮子
署名委員	青木理